

もくじ

6月定例会を終えて・・・	1
上原ゆみ子議員 意見書討論・・・	5
山内よし子議員 議案討論・・・	8
光永敦彦議員 請願討論・・・	10
労働者派遣法に関する意見書・・・	11
意見書・決議・請願の一覧・・・	12

2008年6月定例会を終えて

2008年7月17日
日本共産党京都府会議員団
団長 新井 進

6月24日から開かれていた定例議会が7月15日に閉会した。本議会には、一般会計補正予算をはじめ16件が提案され、追加議案として教育委員の選任に同意する議案1件および議員提案の「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定」の件が提案された。

わが党議員団は、京都府府税条例一部改正の件、京都府公立大学法人の中期目標を定める件、および、株式会社けいはんなに関わる権利放棄の件の3件に反対し、人事議案および他の議案には賛成した。

本議会は、後期高齢者医療制度に対する府民の怒りのひろがり、原油価格や穀物価格の高騰による深刻な府民生活への影響が噴出する中で開かれた。わが党議員団は府民生活を守る立場から、緊急の原油・食料高騰対策、貧困と格差の是正、地球温暖化対策、大学法人化、教育問題など積極的に論戦した。

1、「京都府府税条例一部改正の件」は、金持ち優遇の証券税制の軽減税率について経過措置を残し、また法人事業税税率引き下げは、地方税を国税にかえ再配分するもので、税源移譲の流れに反し、しかも、消費税の増税に道を開くものであり、反対した。

また、「京都府公立大学法人の中期目標を定める件」が提案された。これまでわが党議員団は、大学の自治と学問の自由を守る立場からいっかんして法人化に反対し、運動と結んだ議会論戦を行ってきた。

提案された「中期目標」には、教育施設・設備の充実を図ること、授業料の減免をはじめとした学生生活の支援をおこなうこと、基礎的研究を推進すること等が明記された。

しかし、これまでわが党議員団が指摘してきた重大な問題が含まれている。それは第一に、「理事長と学長のリーダーシップによる迅速な意思決定」とあるように、大学の自治と自主性を脅かす恐れがあること、第二に、「経費の抑制」「外部資金の導入」など、競争的資金の導入等により、基礎研究が損なわれ、学問の自由が保障されない恐れがあること、第三に、「受益者負担」「外部委託の積極的導入」とあるように、授業料や患者負担の見直し等、府民負担の増大やサービス後退の危険があること、第四に、「柔軟な雇用形態」を求めていることから、教員の任期制の導入に道を開く可能性があること、等である。このため、わが党議員団は、これまでの知事答弁にもとづく誠実な実行を求める立場から、文教常任委員会で修正案を提案し、中期目標の抜本的な見直しを求めた。

ところが与党会派は、わが党に対し「もともと法人化に反対しているなら、修正案をだすべきでない」などと攻撃した。しかし、法人化されたもとの、今後のあり方を規定する重要な「中期目標」について、関係者等の要望を踏まえ改善を求めることは当然であり、与党会派の攻撃こそ全く道理がないものである。

「権利放棄の件」は、本年2月議会に「株式会社けいはんな」の経営再建計画の一環として、「けいはんな」からラボ棟などの寄付行為を受け、これを10年間無償で貸し付けるという議案が提出されたことに加え、本府の有している440万円の債権放棄についての議案である。これは「けいはんな」が大阪地裁に提出している民事再生計画案で、債権を放棄する議会の同意が7月2日までに必要なため、「異例の開会日可決」となった。本来2月議会の「再生計画のフレーム」のなかで示されるべきであり、議会に対し説明を行わず放置し、さらなる府民負担の押し付けになるもので反対した。

2、本議会では、深刻となる府民生活の実態、府民要求にもとづく運動と結び、積極的に論戦するとともに、それにより重要な変化を勝ち取るものも生まれた。

原油価格や穀物価格の高騰等により、あらゆるものの値上げが起こり、府民生活に深刻な影響を与えている。わが党議員団は、畜産・酪農・養鶏・漁業分野の緊急調査や、中小製造業、小売業、福祉・教育分野などの影響の聞き取り調査を行ってきた。さらに7月1日に、知事と教育長（給食費高騰対策）に対し、緊急の申し入れを行い、本会議質問や各常任委員会でも連携して取り上げ、緊急対策をもとめた。

こうした中、障害者送迎サービス原油高緊急対策として1500万円の予算が盛り込まれ、また「原油価格高騰に関する対策を求める意見書」が全会一致で可決した。さらに、すでに実施されてきた「原油価格高騰対策等特別支援制度」の周知により、1100件（6月末現在）を超える利用が広がっていることも明らかとなった。わが党議員団は「生活危機突破・原油価格高騰緊急対策プロジェクトチーム」（原田委員長、迫事務局長）をすでに立ち上げ、実態把握と対策を求め、引き続き奮闘するものである。

自治体の制度融資を活用していた中小業者が、返済不能になった際に、経営再建ができるよう制度融資の求償権放棄のための「制度融資損失補償条例」案を提案した。「条例案も含め、様々な角度から研究する」と答弁があり、今後その実現のために力をつくすものである。

中国四川省や岩手・宮城内陸地震の発生により、一刻も早い地震対策が求められている。今年度から緩和された耐震改修助成制度をより実効あるものとするため、すべての市町村で制度の実施を求めるとともに、低所得者や高齢者等への特別措置の実施、京都市で実施された部分・簡易改修を府としても助成制度の対象とすること、「京都の木の家づくり支援事業」の「緑の公務店」登録と同様に、地元建築業者への仕事確保につなげることを求めた。

後期高齢者医療制度について、京都社会保障推進協議会から提出された「後期高齢者医療制度の廃止に関する請願」が府民生活・厚生常任委員会で共産党2、民主党3の賛成多数で採択された。府議会与党の民主党が賛成して採択されたことは、これまでになかったことで、府民の強い世論と運動、国会の闘いが響きあったものである。

ところが、自民党や公明党は、常任委員会で採択された請願を不採択とするために、本会議で採決を求めた。わが党議員団は最終本会議で、請願採択の討論を行ったが、自民党も公明党も「なぜ請願に反対するのか」について一言も討論せず、数の力で切実な願いを不採択としたことは、府民の願いに背を向ける全く道理ない態度である。8月下旬に開会が予定されている臨時国会で廃止法案を成立させるため、廃止を願うすべてのみなさんと力を合わせ奮闘するものである。

派遣労働について、派遣労働者保護法への抜本改正を政府に求めるよう求めた。山田知事は「製造現場における日雇い派遣について、…非常に深刻な事態になっている」とし「法改正はもとより、派遣労働者の救済措置も必要」と答弁した。

最終本会議では、「労働者派遣制度の見直しに関する意見書」を全会一致で可決した。労働者派遣法の改正を求める意見書が可決したことは初めてであり、国会論戦や国民の闘いと呼应しながら変化をつくったものである。また、「官製ワーキングプア」についても、府職員の深刻となる労働実態を取り上げ、1500人削減と非正規雇用への置き換えの「給与費プログラム」の中止と見直しを求めるとともに、消費者生活安全センターの相談員の嘱託職員の実態を告発し、消費者行政の充実の立場から緊急改善を求めた。

京都で開催された外相会議や洞爺湖サミットで、主要な議題の一つであった地球温暖化対策についても、わが党議員団は、代表質問で、サミットにおいて中期目標の設定や京都議定書の達成に向けた努力、自然エネルギーの利用促進などエネルギー政策の転換を求めた。また、京都府において大規模事業所への排出削減義務と排出権取引制度の実現や、最大の排出源である舞鶴石炭火力発電所の2号機建設の中止と1号機の停止を求めた。

最終本会議で、わが党提案の「温暖化抑止の推進に関する意見書案」の対案として自民・民主・公明・創生の4会派から「地球温暖化防止対策の促進に関する意見書案」が提出された。この意見書案は、「温室効果ガスは一向に減る気配がなく」などの叙述にも示されているとおり、企業の規制に反対するアメリカなどの態度を容認し、EU各国の先進的取り組み、温暖化抑止の世界の願いにも反するものであり、産業界や、大口排出企業に対する規制について、一言も触れないなど、極めて立ち後れたもので、さらに原発依存が強調されていることなどからわが党議員団は反対した。このような意見書を4会派が賛成し成立させたことは、地球温暖化対策のための世界の努力や日本の関係者の取り組みに背を向けるものである。

妊婦健診を受診せずに出産する「とびこみ出産」が増えているもとの、安心して出産できる条件を整備することが急がれている。妊婦検診については、昨年1月、厚生労働省が「妊婦健康診査の公費負担は14回程度が望ましい。少なくとも5回程度の公費負担を実施すること」とする通知を出したことにより、健診の公費負担が増えている。しかし、自治体により格差が生まれており、国や府に対し健診の公費負担を増やす等求めた。また、低所得者が、指定医療機関で安い費用でお産ができる入院助産制度について、府立与謝の海病院等すべての自治体立病院で実施されることが明らかとなった。

目が見えない、耳が聞こえない重複障害者への社会参加を支援する「京都府盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」について、1カ月20時間の制限を撤廃するとともに、介助者の手当て（1時間1500円）の引き上げなどを求めた。これには、府内の重複障害者や介助者の傍聴もあり、翌日の新聞にも報道されるなど、大きく注目された。

3、本議会には、府民要求と運動に押される形で、与党からの提案も含め、意見書案15件、決議案2件が提案された。わが党議員団は、自民・公明・創生フォーラム提案の「拉致問題の早期解決に関する意見書」案、4会派提案の「地球温暖化防止対策の促進に関する意見書」案に反対し、他の意見書案および決議案に賛成した。

「拉致問題の早期解決に関する意見書」案は、「経済制裁解除は行わない」、「テロ支援国家指定の解除等を見直すよう」求めている。これは、現在進んでいる北朝鮮の非核化の動きにみられる、日朝平壤宣言と6カ国協議にもとづく包括的な解決の努力に逆行し、拉致問題解決を遠ざけるものであり反対した。

「地方における消費者行政の充実に関する意見書」案は、京都弁護士会の要請によるもので、わが党議員団は、相談員の待遇改善、消費生活安全センターの機能と権限の拡充、市町村支援の充実などのため、国が積極的な財政措置を講じる必要があると指摘し、全会一致で可決した。

4会派提案の「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた社会の実現に関する」決議案については賛成した。しかし、政府が述べるワークライフバランス論は、労使が協調して生産性の向上に努めながら自主的に取り組むことが基本となっており、労働者や国民の意識改革の問題に歪めるものとなっている。ワークライフバランス社会の実現のためには、労働者派遣法の抜本改正をはじめ、長時間・過密労働の規制、保育所の整備、育児休暇の取得、家庭生活と仕事が両立できる社会基盤整備などが必要であると求め、さらに本府の「官製ワーキングプア」の是正こそ必要であると指摘した。

4、少人数学級について、今年度から小学校6年生までの30人程度学級が始まり、「授業で発言する機会が増え、子どもが意欲的になっている」等の歓迎の声が出されている。一方で、中学校での実施が見送られたことに対し、「全ての小・中学校、義務教育9年間を通じ実施できるよう早急に改善すべき」と求めた。ところが教育長は、「小学校での効果を検証した上で、改めて検討する」と答弁した。これは、昨年12月の「まなび教育推進プラン」最終報告で、「義務教育9年間を通じ、学級規模は30人程度をベースとすることが望まれる」と指摘したことと矛盾するものである。これらの根本には、京都府の財政措置がされないという問

題もある。わが党議員団は、この改善を求めるとともに、教育条件の整備に力をつくすものである。

5、6月20日、国土交通省近畿地方整備局が、諮問委員会である「淀川水系流域委員会」の意見を無視し、4ダム推進を盛り込んだ「淀川水系河川整備計画案」を公表し、関係知事の意見を求めることとした。

これに対し、わが党議員団は、6月24日の開会日、「抗議声明」を發表するとともに、知事に対し、京都府の負担額を明らかにし、議会や府民の意見を聞き、知事意見をあげること等を申し入れた。また、本会議質問でも取り上げ、知事は「議会にも報告し、市町村、学識経験者、府民の意見を聞いた上で、知事意見を上げる」と答弁した。

また、大戸川ダム、川上ダム、天瀬ダム再開発の建設費が1920億円から2730億円に膨れ上がり、本府の負担も膨れ、水利権についても、治水面でもダムの必要性はないこと等、整備計画案の問題点を指摘した。引き続き、関係住民と連携し、計画案の撤回を求め奮闘するものである。

6、本会議質問で、自民党坪内議員から、乙訓府営水道の問題について、大山崎町長が基本水量の見直しを求め提訴したことに対し「特定の政党の政治運動に利用する卑劣な行為」と非難し、知事も同調するような答弁をした。

これは事実関係をゆがめ、道理のない反共攻撃で住民の願いを押さえ込もうとするものである。

第一に、住民が使う実際の水量と基本水量が、大きく乖離しており、その最大の原因は、京都府が当初の広域水道と別に工業用水を建設する計画を一体化し、基本水量に工業用水分を含めたことである。ところが企業が、府営水道を計画通りに使わないもとの、京都府が、企業分も含め「協定に基づく基本水量」として住民に負担させてきたため、水道料金は大幅に値上がり、水道会計は莫大な赤字を抱えることとなったのである。大山崎町議会では、前町長の時代にも、工業用水分の返上を求める要望書が全会一致で京都府に提出されており、今回の大山崎町長による申請も、工業用水分を除く水量への変更を求めるもので、大山崎町民の声を代表する当然のものである。

こうした経過を無視し、「乙訓2市1町の要望を受けて建設したのだから、過大であっても負担すべき」とする京都府の主張は全く道理がない。

第二に、「この間14回も協議を続けてきたのに、町長が一方向的に提訴した」と答弁したが、昨年9月議会で府企業局長は「条例に基づく協議はしていません」と答えているとおり、大山崎町から再三にわたり条例に基づく協議の求めがあつたにもかかわらず、拒否し続け提訴に踏み切らざるをえない状況をつくつたのは京都府自身である。

第三に、向日市、長岡京市と府との検討会への大山崎町の不参加について、企業局長が「基本水量を認めたいうえで、同じ土俵に乗って議論」と答弁したとおり、水量変更取り下げを条件にし、京都府が事実上拒否してきたのである。

わが党議員団は、乙訓府営水道について、町民の願いに応え、企業分は府の責任で解決する方向へ転換することを求めるものである。

総選挙ぶくみの激動の情勢のもと、日本共産党京都府会議員団は、府民生活の危機を突破し、自民党政治の転換と、そのためにも総選挙での躍進勝利のために全力をつくすとともに、知事選挙勝利に向けた運動と論戦の牽引車を自覚して力をつくすものである。

以上

上原ゆみ子（日本共産党、京都市伏見区） 2008年7月15日

日本共産党の上原裕見子です。議員団を代表してただいま議題になっております意見書案15件、決議案2件のうち、自民・公明・創世フォーラム提案の「拉致問題の早期解決に関する意見書」案、4会派提案の「地球温暖化防止対策の促進に関する意見書」案、に反対し、他の意見書案13件と決議案2件に賛成の立場で討論します。

まず、自民・公明・創世提案の「拉致問題の早期解決に関する意見書（案）」です。

北朝鮮による拉致問題の一刻も早い解決が求められていることは言うまでもありません。わが党は早くから国会で、北朝鮮との正式の交渉ルートを確立し、その中で拉致問題を含め、日朝間の諸懸案を解決すべきだと主張してきました。そして拉致問題を含む諸懸案の包括的解決と国交正常化を確認した2002年9月の日朝平壤宣言を支持し、この宣言の立場で問題の解決にあたるべきと求めてきました。

今回、北朝鮮が核開発計画の申告書を提出したことにより、アメリカが北朝鮮をテロ支援国家指定から解除する手続きに入ったことも、わが党は「6カ国協議の合意にもとづいた朝鮮半島の非核化に向けた一歩として歓迎し、北朝鮮の核兵器の完全放棄につながることを強く期待する」という立場です。

また先に開かれた6カ国協議では、一方が前向きの行動をとれば、他方も前向きの行動で応えるという「行動対行動」の原則と、意見が一致した問題から段階的解決を図ることが合意されました。いま進みつつある朝鮮半島の非核化への前向きの流れがさらに進むことが、拉致問題の解決への進展をうながす新しい条件となります。

拉致問題と6カ国協議の関係については、京都新聞社説も『「拉致問題の進展」をエネルギー支援参加の条件としている日本だが、不参加が長引くようだと、他の参加国から不満の声がでかねない』としています。

したがって本意見書案が、「経済制裁解除は行わない」、「テロ支援国家指定の解除等を見直すよう」としていることは、国際社会の努力に逆行し、拉致問題解決を遠ざけるものであり反対です。

次に、4会派提案の「地方における消費者行政の充実に関する意見書」案についてです。

悪質な犯罪や巧妙な手口による振り込め詐欺や架空請求など、消費者被害の増加のもと、地方における消費者行政の充実は、喫緊の課題となっています。

ところが、この間、「行政改革」により全国的に消費者行政が切り捨てられてきており、消費者の相談窓口である消費生活安全センターの体制は極めて貧弱となっています。中でも、本会議質問でも指摘したとおり、相談員は消費者行政の第一線を担っているものの、全員1年契約の嘱託職員であり、年収は150万円前後と雇用条件は極めて不安定な状態です。相談員の人員不足や、相談員が取得した資格や蓄積した経験を活かせず力を発揮できないのは、消費者にとって大いなる損失ではないでしょうか。

それだけに、相談員の待遇改善、消費生活安全センターの機能と権限の拡充、市町村支援の充実などのため、国が積極的な財政措置を講じる必要があります。

そうした立場から賛成するものです。

次に二つの「原油価格の高騰に関する対策を求める意見書」（案）についてですが、4会派提案の意見書はアメリカのサブプライムローンの破綻に端を発した、ハゲタカファンドと言われるヘッジファンド等の投機資金が先物取引市場、原油市場や穀物取引市場になだれ込み、今日の事態を招いていることへの指摘がありません。

また、国の緊急対策では生活関連の4項目の事例も挙げ、特別交付税措置にふれられているものの、農林水産業、伝統産業、食品、製造、流通、建設、運輸等の中小企業への支援は従来からの省エネルギー等への転換支援を求めているにとどまっています。

我が党提案の意見書案は、原油や穀物などを投資対象からの監視と規制を世界に働きかけること指摘し、農業・林業・酪農など農林水産業などへの燃料の直接補助、中小企業の経営に直接支援を求め、原油高騰の直撃を受けている生活関連支援に止まらず、全ての分野に十分な支援策を求めており、ぜひ賛同をお願いします。

次に、4会派提案の「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた社会の実現に関する」決議案、についてです。

仕事と生活を両立させて、人間らしく生きたいという労働者の願いや要求にこたえられる社会をめざすことが今ほど求められているときにはありません。

こうした中、政府は昨年12月、「ワークライフバランス社会の実現」にむけ、「仕事と生活の調和憲章」および「仕事と生活の調和推進のための行動指針」をまとめ、女性の就業率の引き上げをはじめ、フリーターの数を3分の2に減少、週60時間以上の長時間労働の半減などの数値目標も掲げました。

ところが、それを実現するためには、労使が協調して生産性の向上に努めながら自主的に取り組むことが基本となっており、労働者や国民の意識改革の問題に歪めています。これでは労働者や国民の願いに応えるものではありません。

ワークライフバランス社会の実現のためには、労働者派遣法の抜本改正をはじめ、保育所の整備、育児休暇の取得、家庭生活と仕事の両立ができる社会基盤整備などが必要です。

ましてや、本府にワークライフバランス社会の実現を求めるのなら、これまでわが党が指摘してきたように、本府が給与費プログラムで正規職員を削減し続けて非正規に置き換え、長時間労働を府職員に押し付け、官製ワーキングプアをつくりだしている事態を是正することこそ、必要ではないでしょうか。

我が党提案の決議案は、真に仕事と生活の調和の実現をめざして、本府が積極的な役割を果たすことを求めたものであり、みなさんの賛同を求めます。

次に我が党提案の「労働者派遣法を派遣労働者保護法へと抜本改正することを求める意見書案」についてです。

派遣労働者は不安定な雇用のもとで、「ワーキングプア」の温床となっています。なかでも日雇い派遣は「倉庫の整理と言われ、行った先は冷凍庫で手に凍傷ができた」というように人間をモノ扱いするというひどいものです。交通費は自前、派遣会社による法外な手数料のピンハネ、低賃金が横行しています。社会保険や労災保険、雇用保険もなく、労災も自己責任にされ、アパートが借りられず「ネットカフェ難民」に陥り、貧しさから脱却できません。

この原因は労働法制の規制緩和をつづけてきたことです。なかでも派遣労働は1999年に対象業種が原則自由化され、2003年に製造業まで解禁されてから急増し、320万人に及んでいます。その7割が日雇いなど登録型です。

こうしたなか現在政府・与党も「日雇い派遣の原則禁止」とのべはじめてはじめていますが、これだけでは不十分です。この際、労働者を使い捨てしてきた労働者派遣法は抜本改正して、労働者が将来に希望をもって、人間らしく働き働くことのできる派遣労働者保護法に変えるよう国に求めるものです。

なお、4会派提案の意見書には賛成するものですが、これほど規制緩和万能論で労働法制を改悪してきた政府与党の責任は重大であることを指摘しておきます。

次に民主党提案の「後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書案」についてです。

4月1日から始まったこの制度は、75歳以上の人を「後期高齢者」とよび、他の世代と切り離して際限のない負担増に追い込むとともに、受けられる医療を制限し、医療に差別を持ち込むという、制度の根幹そのものに怒りがわき起こっており、世論調査では国民の6割がこの制度の廃止を求めています。

参議院では4党が「廃止」の共同提案を行い可決されました。府内の地方議会の「廃止」の意見書可決は、宇治市、城陽市、京田辺市、木津川市、向日市、大山崎町など広がっています。

府議会では府民生活・厚生常任委員会に付託された「後期高齢者医療制度の廃止を求めることに関する請願」は我が党と民主党の賛成多数で可決されましたが、このことは府民の声に応えた画期的なものです。

よって国に対して廃止を求める一点で賛成します。

なお意見書案は「医療保険制度の一元化」と書かれていますが、今後の医療保険制度のあり方について我が党は、財源を消費税に求めるのではなく、すべての国民が安心できる医療制度となるよう力をつくすべきと考えています。

次に我が党が提案の「生活保護利用者の通院移送費支給に関する局長通知撤回を求める意見書案」についてです。

ある70歳の女性は「近くにあった掛かり付け医が移転したので、月に2回電車を利用している。老齢加算がなくなりさらに移送費が出なくなると通院できない」と訴えておられるように、移送費が支給されなくなると医療を受ける権利や、健康で文化的な生活を営む権利すら奪われることとなります。これでは生活保護制度とは逆行するものとなってしまいます。厚生労働大臣が事実上の撤回というのであれば、4月1日の厚生労働省援護局長通知を撤回しこれまでどおり移送費を支給するよう国に対して求めるのが当然ではありませんか。みなさんの賛同をお願いします。

次に我が党提案の「妊婦健診に対する財政措置を求める意見書」案についてです。

妊婦健診は、母子ともに健康で出産できるように妊娠の週数に応じて必要な検査を受ける制度です。ところが経済的な理由などで検診を受けないまま「飛び込み出産」により妊婦や胎児が死亡するという痛ましい事故が相次いでいます。また、出産の高齢化にともなうリスクも高まっています。そうしたなか、厚生労働省は、昨年1月に「妊婦検診の公費負担は14回程度が望ましい」との方向を打ち出しました。その結果、厚生労働省の調査で妊婦健診の公費負担の全国平均回数は昨年8月の2.8回から本年4月時点で5.5回に増えて拡充の流れが進んでいます。一方、福島県、滋賀県では10回以上の公費助成ですが、京都では5回程度であり、自治体により大きな格差があります。

したがって14回程度の無料健診を、国が責任をもって財政措置を講ずることを求めるものあり、賛同をお願いします。

最後に二つの「地球温暖化防止対策」に関する意見書案についてです。

先に行われた洞爺湖サミットは、主要先進国が緊急を要する中期目標をはじめ、長期目標についても具体的目標を示さず、世界の期待に反する結果となりました。

長期目標については「2050年までに半減」の目標を掲げたものの、「世界全体で共有する目標」とし、中期目標も「野心的な中期の国別総量目標を実施」としましたが、具体的な数値目標は示しませんでした。マスコミなどでも長期目標の取りまとめに対し「なんともまどろっこしい表現」と疑問が投げられ、「不明確な成果」と批判的なのは当然です。

このような結果をもたらした最大の原因は「経済活動へのいかなる規制にも反対」とするアメリカの姿勢にあり、これに追随してきた日本政府の責任も重大であります。

4会派提案の「地球温暖化防止対策の促進に関する意見書」案は、冒頭の「温室効果ガスは一向に減る心配がなく」などの叙述にも示されているように、アメリカなどの態度を容認し、EU各国の先進的取り組み、温暖化抑止の世界の願いにも反するものとなっています。さらに温暖化対策に緊急かつ決定的に重要な産業界や、大口排出企業に対する規制について、一言も触れていないなど、極めて立ち後れた内容となっています。また、「原子力発電の稼働率の向上」と原発依存が強調されていることも問題です。

よって4会派提案の意見書には反対です。

今後、京都議定書後の新しい国際的枠組みづくりをどう進めるのか、そのためにも日本政府がサミットの弱点をのりこえ、積極的に取り組みを強化しなければなりません。我が党提案の意見書案は意欲的な中期目標をただちに設定するなど、具体的方針を提起したものであり、各会派のみなさんのご賛同を願うものであります。

以上で討論を終わります。ご静聴ありがとうございました。

山内よし子（日本共産党、京都市南区） 2008年7月15日

日本共産党の山内よし子です。議員団を代表していただき議題になっています15議案について、第6号議案 京都府府税条例一部改正の件、第14号議案京都府公立大学法人の中期目標を定める件の2件の議案に反対し、その他の13の議案に賛成の立場で討論します。

まず第1号議案、平成20年度京都府一般会計補正予算についてです。原油価格の高騰と諸物価の値上がりにより、府内の農漁業従事者や中小業者、福祉施設などあらゆる分野で、そしてすべての府民に生活危機とも言うべき事態が起こっています。そうした中、障害者送迎サービス原油高緊急対策として1500万円の予算が盛り込まれました。これは府民の声と運動によるものであり賛成ですが、この対策はごく一部に限られたものであり、府内の原油高騰等の影響の早急な実態把握と対策、予算化を図られるよう強く求めるものであります。

第6号議案の京都府府税条例一部改正の件については、「金持ち優遇税制」との批判のあった証券税制の軽減税率を廃止するとのことですが、経過措置はなお金持ち優遇であり、反対するものです。また法人事業税の税率引き下げは、地方法人特別税、地方法人特別贈与税が創設されることに伴うものですが、地方税を国税にかえて再配分することは税源移譲の流れに反するものであり、さらに政府の税制改正大綱には「消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置」とされており消費税の増税に道を開くもので反対です。

よってこれらの事項を含む第6号議案には反対です

次に第14号議案 京都府公立大学法人の中期目標を定める件についてです。

わが党議員団はこれまで府立の2大学の法人化に反対してきました。

それは、そもそも法人化が国や自治体の責任を後退させ、大企業の利益につながる分野の研究を重点育成する一方で、大学全体の予算や大学数の削減をすすめ、競争や効率一辺倒の大学運営をおしつけ、大学の自治と学問の自由を損なうものであるからです。

提案された中期目標は、教育環境の充実の項目で教育施設・設備の充実を図ることや、また授業料の減免をはじめとした学生生活の支援をおこなうこと、基礎的研究を推進することなどが盛り込まれており大学関係者のご努力やこれまでの知事の議会答弁を一定反映したものになっています。

しかし同時にこれまでわが党議員団が指摘してきた大きな懸念も明らかになっています。

第1に大学の自治が損なわれる問題です。

理事長と学長のリーダーシップによる迅速な意思決定が目標に掲げられていますが、これは大学の総意を反映した民主的な大学運営と大学の自治を損なう恐れがあります。

第2に学問の自由が保障されるのかという問題です。徹底的な業務の見直しを行い経費の抑制を法人に求め、また、外部資金の積極的導入を目標に掲げていますが、企業との共同研究などを目標に掲げるにより教育や研究の自由、学問の自由が脅かされ、基礎研究が損なわれる懸念があります。

第3に府民サービスが後退する問題です。

受益者負担の観点を持ち込み、大学の授業料や医大の付属病院の患者負担を「適宜見直す」としていることです。

また外部委託の積極的導入が目標に掲げられていますが、現在でも医大の付属病院の会計や外来の受付は外部委託されており、患者の命と健康を守るために心をひとつにして業務を行うべき病院で、指揮命令系統がことなる部署が出てきています。安易な外部委託の導入は進めるべきではありません。

第4に、「柔軟な雇用形態」を求めており、法人の教職員が企業の役員を兼業したり、全国で問題になっている教員の任期制の導入に道を開く危険もあります。任期制による教員の流出が全国でも問題になっていますがこうしたことに道を開いてはなりません。

知事は、これまで法人化について、大学の自主性を尊重すること、基礎研究を重視していくことを議会で答弁されてきました。さらに「運営費交付金でしっかりと大学を支えていく」とも述べられました。

ところが今議会で提案されている中期目標は知事答弁とは逆行したものになっています。

よって第14号議案には反対するものであり、これまでの議会答弁を尊重し、誠実に実行されるように求めるものであります。

また第16号議案についてはすでに採決が行われ、わが党議員団は反対いたしました。一言申し上げます。

本年2月議会で「株式会社けいはんな」の経営再建計画の一環として、「けいはんな」からラボ棟などの寄付行為を受け、これを10年間無償で貸し付けるという議案が提出されました。

今議会でさらに本府の有している440万円の債権の放棄が議題となりましたが、これは「けいはんな」が大阪地裁に提出している民事再生計画案で、債権を放棄する議会の同意が7月2日までに必要なため、「異例の開会日可決」となったものであります。

今回の債権放棄については本来2月議会の「再生計画のフレーム」のなかで示されるべきであったにもかかわらず、ここまで説明を行わず放置してきたことは問題です。議会軽視とさらなる府民負担の押し付けになるものであり、反対したものです。

最後に、乙訓府営水道の問題について、一言申し上げます。

先日の一般質問で坪内議員は、大山崎町長が基本水量の見直しを求めて提訴したことについて、「特定の政党の政治運動に利用する卑劣な行為」と非難され、知事も、これに同調するような答弁をされましたが、これは事実関係をゆがめ、町長が住民の暮らしを守り、町政の健全な運営をめざす当然の行為を、道理のない反共攻撃で押さえ込もうとするもので許されません。

乙訓府営水道の問題は、住民が使う実際の水量と基本水量が、大きく乖離していることです。その最大の原因は、京都府が当初の広域水道と別に工業用水を建設する計画を、一体化し、基本水量に工業用水分を含めたことにあります。ところが企業は、府営水を計画通りに使っていません。こういう状況にあるにもかかわらず、京都府は、企業分も含め、「協定に基づく基本水量」として住民に払わせてきたのです。その結果、水道料金は大幅に値上げされ、水道会計は莫大な赤字を抱えることとなったのです。

こうした経過だからこそ、大山崎町議会においては、前町長の時代にも、工業用水分の返上を求める要望書が全会一致で京都府に提出されているのです。このことは坪内議員もご承知のはずです。今回の大山崎町長の申請も、これと同じく工業用水分を除く水量への変更を求めるものであり、大山崎町民の声を代表する当然のものであります。

こうした経過を無視し、乙訓2市1町の要望を受けて建設したのだから、過大であっても負担すべきだとする言い分は、通用するものではありません。

また、この間14回も協議を続けてきたのに、町長が一方向的に提訴したかのように発言されましたが、昨年の9月議会で、企業局長は「条例に基づく協議はしていません」と答えているのです。条例には基本水量を決めるための協議を行うとされています。町はこの条例に基づく協議を求めてきたのです。これを拒否し続け、司法の判断を求めるしかない状況を作ってきたのが京都府自身であることは明らかです。

さらに、向日市、長岡京市と府との検討会への参加についても、企業局長は「基本水量を認めただけで、同じ土俵に乗って議論されませんかよびかけている」と答弁しているとおり、水量変更取り下げを条件にして、事実上拒否してきたのです。

知事も、こうした経過をしっかりと踏まえ、乙訓府営水道については、企業分は府の責任で解決する方向へ転換することこそ、解決の道であることを指摘して、討論を終わります。

光永敦彦（日本共産党、京都市左京区） 2008年7月15日

日本共産党の光永敦彦です。

ただいま議題となっております第75号請願、京都社会保障推進協議会議長、津田光夫さんから提出された「後期高齢者医療制度の廃止を求めることに関する請願」について、すべての議員の皆さんに賛同を求める立場から討論をいたします。

後期高齢者医療制度に対し、「高齢者を差別するな」「人間の尊厳を全く考えていない」「社会のあり方として間違っている」など、京都でも全国各地でも怒りの声と行動が、燎原の火のごとく広がり続けています。どの世論調査でも、多数の国民が「後期高齢者医療制度」を「評価しない」とこたえ、本府でも、「廃止を求める会」が設立され、廃止にむけた府民的闘いが進められています。

また、京都府医師会をはじめ、全国30を超える都府県の医師会で「反対」や「慎重」の態度が表明されるなど、医療関係者からも批判が噴出しています。

さらに、中曽根康弘元首相が「至急、元に戻して考え直す姿勢をはっきり示す必要がある」と述べ、また自民党元総務会長の堀内光男衆議院議員は「私を含めた75歳以上の人たちは、もはや用済みとばかりに、国が率先して姥捨て山を作ったかのような印象を受ける」とし、さらに塩川正十郎元財務大臣も「世間や社会の『別枠』『邪魔者』になってしまったか」「財政上の都合ばかり優先されている」など、自民党の重鎮からも批判の声があがるほどとなっているのです。

これらは、まさに、医療に差別を持ち込む制度の根本への怒りですから、この制度は廃止するしかない、これが国民・府民の圧倒的な声ではないでしょうか。

ご承知のとおり、先の国会では、野党四党が共同して提出した廃止法案が、参議院で可決し、秋の臨時国会では、衆議院で審議される予定です。いま、廃止法案を可決・成立させ、稀代の高齢者差別法を葬り去る絶好のチャンスです。だからこそ、後期高齢者医療制度廃止を求める本請願を採択することは、まさに府民の声にこたえるもので、しかも廃止法案を成立に導く大きな力となるものではないでしょうか。

先に審議された府民生活・厚生常任委員会では、府民の声にこたえ賛成多数で採択されました。よって議場におられるすべての議員みなさんに、賛同を求めるものです。

以上で私の討論を終わります。ご静聴ありがとうございました。

労働者派遣法を派遣労働者保護法へと抜本改正することを求める意見書(案)

働く者の3人に1人が非正規で占められ、派遣労働者が321万人と急増する中で、人間を使い捨てにする日雇い派遣や「ネットカフェ難民」と呼ばれる貧困が広がっており、労働の破壊と非正規雇用の拡大は、日本社会全体の重大問題となっている。

いま、違法派遣の是正を求める労働者の勇気ある告発や国民の世論の中で、違法派遣をしていた工場への立ち入り検査が行なわれ、大企業が製造現場から派遣労働を解消する方針を相次いで発表するなど、派遣労働をめぐる規制緩和から規制強化の方向へ大きな変化が生まれている。

こうしたもて、労働法制を抜本的に改正し、人間らしく生き、働くことのできるルールある社会をつくることが求められている。

よって、国におかれては、次の事項を含め、労働者派遣法を派遣労働者保護法に改正することを強く求めるものである。

- 1 労働者派遣は常用型派遣を基本とし、登録型派遣を例外として厳しく規制するとともに、日雇い派遣を禁止すること。
- 2 常用代替を目的とした労働者派遣を禁止し、違反に対しては罰則を設けること。
- 3 1年の派遣期間を超えた場合や違法行為があった場合、派遣先が直接雇用したものとみなす規定を設けること。
- 4 賃金水準、食堂や診療所の利用、有給休暇の取得、組合活動の保障などで均等待遇を実現し、派遣労働者の権利を守ること。

可決（自民・民主・公明・創生 提案 賛成：全会派）

労働者派遣制度の見直しに関する意見書

昭和60年に制定された労働者派遣法は、派遣労働者の雇用の安定を図る目的で制定され、派遣先企業において専門的知識、技術、経験を有した人材の活用が可能となるとともに、派遣労働者においても、勤務先選定の自由度が高まるなど、日本経済の発展に一定の成果をあげてきた。

しかしながら、一方では、派遣労働者の中には、当該企業の正社員と同じ業務に従事しているにもかかわらず、賃金その他の労働条件において格差が存在するなど、著しく均衡を欠いた状況が指摘されるとともに、「偽装請負」や「多重派遣」など一部の派遣会社による違法な行為も明らかになるなど、大きな社会問題となっている。

特に近年、インターネットカフェ等に寝泊まりしながら日雇派遣など不安定な雇用形態で就労している若者の実態が明らかになる中、家族の生計を担うべき年代の一部にまでこのような現象が及んできているなど、極めて憂慮すべき事態となっている。

このようなことから、国においては、労働者派遣制度の見直しが検討されているところであるが、見直しに当たっては、安定的な雇用の確保を図るとともに、労働者の保護、派遣労働者の待遇の改善を図る観点から、次の事項について特段の措置が講じられるよう強く要望する。

- 1 日雇派遣については、常態かつ労働者の保護に問題のない業務等を除き、原則禁止とすること。また、日雇派遣労働者の安定就職の促進を図ること。
- 2 登録型派遣の労働者のうち希望する者には、常用雇用への切り替えを促進するなどの措置を講じるとともに、派遣労働者の待遇の確保等適切な措置に努めること。
- 3 情報公開の徹底など、派遣会社における事業の透明化・適正化を図ること。
- 4 偽装請負を繰り返す派遣先に対するより強い行政措置と、違法派遣を行った派遣会社に対する指導監督を強化すること。

京都府議会6月定例会での意見書・決議案の採決結果

2008/7/15 日本共産党
府会議員団

	意見書・決議案名	提出会派	結果	共産	自民	民主	公明	創生
				○	○	○	○	○
1	地方における消費者行政の充実に関する意見書案	自・民・公・創	可決	○	○	○	○	○
2	日本映画への字幕付与を求める意見書案	自・民・公・創	可決	○	○	○	○	○
3	トンネルじん肺根絶の抜本的な対策に関する意見書案	自・民・公・創	可決	○	○	○	○	○
4	京都職業能力開発短期大学校（ポリテクカレッジ京都）の存続を求める意見書案	自・民・公・創	可決	○	○	○	○	○
5	携帯電話リサイクルの推進を求める意見書案	自・民・公・創	可決	○	○	○	○	○
6	拉致問題の早期解決に関する意見書案	自・公・創	可決	×	○	×	○	○
7	原油価格の高騰に関する対策を求める意見書案	共産	否決	○	×	×	×	×
8	原油価格の高騰に関する対策を求める意見書案	自・民・公・創	可決	○	○	○	○	○
9	労働者派遣法を派遣労働者保護法へと抜本改正することを求める意見書案	共産	否決	○	×	×	×	×
10	労働者派遣制度の見直しに関する意見書案	自・民・公・創	可決	○	○	○	○	○
11	地球温暖化抑止の推進に関する意見書案	共産	否決	○	×	×	×	×
12	地球温暖化防止対策の促進に関する意見書案	自・民・公・創	可決	×	○	○	○	○
13	後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書案	民主	否決	○	×	○	×	×
14	生活保護利用者の通院移送費支給に関する局長通知撤回を求める意見書案	共産	否決	○	×	×	×	×
15	妊婦健診に対する財政措置を求める意見書案	共産	否決	○	×	×	×	×
16	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現をめざす決議案	共産	否決	○	×	×	×	×
17	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」のとれた社会の実現に関する決議案	自・民・公・創	可決	○	○	○	○	○

共産＝共産党議員団 自民＝自由民主党議員団 民主＝民主党議員団 公明＝公明党議員団 創生＝京都創生フォーラム

京都府議会6月定例会での請願

請願番号	請願名	請願団体名	紹介会派	委員会審査結果	委員会での態度				
					共産	自民	民主	公明	創生
74	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」のとれた社会の実現に関する請願	日本労働組合総連合会京都府連合会 会長 木村幹雄	自・民・公・創	採択	○	○	○	○	○
75	後期高齢者医療制度の廃止を求めることに関する請願	京都社会保障推進協議会 議長 津田光夫	共産	採択	○	×	○	—	×
76	生活保護の通院移送費支給を求める意見書に関する請願	全京都生活と健康を守る会連合会 会長 平本克行	共産	不採択	○	×	×	—	×
77	子どもの医療費無料制度の拡充と妊産婦健診の充実を求めることに関する請願	新日本婦人の会京都府本部 会長 森下聡子	共産	不採択	○	×	×	—	×

○：賛成 ×：反対 —：付託された委員会に所属議員がいない

※後期高齢者医療制度廃止の請願は、7月10日の府民生活・厚生常任委員会では、共産、民主の賛成多数で採択。15日の閉会本会議では、委員会でも反対した自民、創生に加え、委員会所属議員のいない公明も反対に回り、不採択とされた。